

1 教育委員会が直接行う支援・指導

(1)「教育方針」等への外国人児童生徒等教育の明確な位置付け

市町村教育委員会は、それぞれの市町村ごとに、目標や重点事項などを明記した「教育方針」や「教育ビジョン」等を策定しています。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年度から、地方公共団体の長は、教育に関する「大綱」を策定することとなりました。これらの「教育方針」等に外国人児童生徒等教育を確実に位置付けましょう。そのことで、「外国人児童生徒等教育も、環境教育や情報教育などと同じように学校教育の一環として取り組むべきことである」という教育委員会等としての明確な姿勢を、各学校や地域に示すことが大切です。なお、位置付け方については地域の実情に応じていくつかの方法が考えられます。例えば、国際理解教育や国際教育の一つとして位置付けたり、外国人児童生徒等教育を単独で位置付けたりする方法があり得ます。さらに、日本人児童生徒への教育も含めて「多文化共生教育」等として位置付けることも考えられます。

どのような方法にしても、「外国人児童生徒等教育は重要だ」と呼びかけたり、「外国人児童生徒等教育を充実させよう」とスローガンを掲げたりするだけでなく、教育委員会等の方針として明確に位置付けることを大切にしましょう。

(2) 研究推進校(地域)の指定

市町村教育委員会として、外国人児童生徒等教育を柱にして研究指定校(地域)を指定する方法があります。学校や地域全体で取り組む受入れ体制づくり、日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の授業研究、学習評価などの研究成果を、市町村域全体で共有し生かすとよいでしょう。

(3) 小学校新入学相当年齢の外国人の子供への対応

教育委員会は、すべての外国人児童生徒の学ぶ権利を保障するために、小学校新入学相当年齢の外国人児童をもつ保護者全員に就学案内を行う必要があります。そして、公立の小・中学校へ就学させる希望がある場合は、就学手続きを行うよう確実に促して未就学の子供がなくなるよう努力する必要があります。

外国人の保護者に、子供が翌年小学校新入学相当年齢になることを知らせ、就学させることの必要性和重要性を理解させるためには、就学案内を複数回行うことが望ましいと言えます。右図に、働きかけ方の例を時系列で記します。

なお、幼稚園・認定こども園等の就学前施設に通う外国人の

時 期	実施する内容
9月頃	住民基本台帳担当部局等と教育委員会とで就学に関する情報を共有 就学時の健康診断にかかわる文書を、いろいろな言語に配慮して郵送
10月頃	居住実態がなかったり公立学校に入学しなかったりする子供の把握 就学ガイダンスの実施
11月頃	就学案内の通知文書を郵送
12月頃	入学期日等の通知文書郵送
2月頃	必要な家庭に就学案内の通知文書を郵送
3月	子供が就学時の健康診断を受診しても就学願いが未提出の保護者に対し、就学願いの提出状況を把握

子供については、その保護者に対し効果的な就学案内を実施する観点から、教育委員会は、私立幼稚園や認定こども園等の所管部局や就学前施設の設置者・担当教師等と連携を図った上で対応を行うことも効果的です。

補足 1 中学校入学の働きかけ

中学校新入学相当年齢の外国人の子供に対しても、基本的には上記と同様の対応をとることになる。ただし、対象となる外国人の子供は既に公立小学校に在籍していることが多いため、小学校の場合ほど何度も働きかけを行う必要はない。

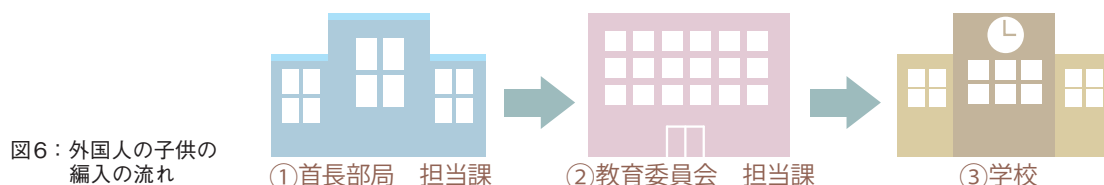
補足 2 就園機会の確保

幼稚園・認定こども園等の就学前施設への就園は、教師や友達と関わりながら生活に必要な日本語を自然に身に付ける等、その後の義務教育諸学校への円滑な就学に資することを踏まえ、各自治体や各施設等を取りまく状況を踏まえつつ、必要に応じて、外国人の子供の就園機会の確保にも配慮することが望ましいと言える。例えば、①就学前施設に関して相談可能な一元的な行政窓口の設定、②就園に必要な手続きや園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等を通して、就園に関する情報へのアクセスの向上を図ることが考えられる。

注：文部科学省総合教育政策局長と初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」平成31年3月15日付30文科582号

(4)外国人の子供が編入する場合の対応

当該の市町村への住民票の転入・転居届(住民基本台帳法)及び居住地の届出(出入国管理及び難民認定法)(以下「住民票の転入届等」という。)から、指定学校への編入までの流れはおおむね以下のようになります。



上記①から③までが、常に円滑に行われるような状態にすることが大切です。そこで、①～③のそれぞれですべきことを以下に記します。

①首長部局担当課(「市民課」、「窓口サービス課」等)

- A) 住民票の転入届等にかかわる事務手続きを行う。
- B) 学齢期の子供がいた場合は、公立学校への編入希望の有無を保護者に確認する。
希望がある場合は、それぞれの自治体の編入の手続きにそって対応するとともに、次の点に留意してください。
 - ・教育委員会が別の庁舎にあるなど場所が分かりにくい場合は、庁舎への経路図を手渡す。
 - ・首長部局担当課から教育委員会担当課へ移動する際、保護者が日本語でコミュニケーションを図れない場合は、首長部局担当課の通訳者も同行する。(教育委員会担当課に通訳者が在籍していれば必要はない)

補足 3 首長部局担当課の役割

- ・首長部局担当課において上記(A)だけでなく(B)も確実に実施されるよう、該当課に依頼しておくことが必要である。
- ・「住民票の転入届等が済み次第、引き続き」がポイントである。この日を逃してしまうと、外国人保護者は、仕事の関係上教育委員会に来ることが困難になる場合が多い。「後日でもよいので」ではなく、「この後すぐに」が大切である。
- ・通訳者の同行も業務の一つとして明確に位置付けるよう、首長部局担当課に依頼しておく必要がある。「できれば同行する」程度の位置付けでは、業務多忙を理由に同行が不可になることも生じ得る。

②教育委員会担当課

- A) 公立の学校へ編入する意志を改めて確認する。
- ・就学手続きを進める前に、本人及び保護者に対して、公立の小・中学校に通うことにかかわる意志を確かにもっているかについて再度確認する。

補足 4 教育委員会担当課における本人及び保護者に対する意志の確認

意志の確認については、主に以下の2点から行うとよい。

①学習に関すること

保護者には「仕事が大変な毎日が始まると思いますが、時間を見つけてお子さんの宿題を見てあげたり、励ましたりしてあげることがとても大切です。できますか?」などと聞くとよい。未知の世界に飛び込もうとしている本人や保護者の不安な気持ちを共感的に理解するとともに、自覚や覚悟を促す姿勢も大切である。大切に効果的な指導の場であることを自覚して対応に臨みたい。

②費用に関すること

「日本の学校は全くお金がかからない。」という誤解をもって就学させようとする保護者が時々見受けられる。そこで、小・中学校別に必要となる大まかな費用を一覧にして提示し、公立学校であってもある程度の費用は必要となることを理解していただくこととよい。また、経済的理由により就学が困難な場合は、(準)要保護者として保護を受けることができる制度を伝え、希望に応じて手続きを進める。

- B) 在留カード等で居住地等の確認をする。
- ・在留カード、特別永住者証明書又は住民票(以下「在留カード等」という。)により、登録されている氏名(綴り)、生年月日、在留期限等を確認する。その際、学齢簿に準ずる書類を作成しておくことと学籍を管理しやすくなる。
 - ・外国人登録証明書等により、在留期限、登録されている氏名(綴り)、生年月日、現住所、前住所等を確認する。その際、学齢簿に準ずる書類を作成しておくことと学籍を管理しやすくなる。
- C) 編入学にかかわる必要書類(「就学願」、「編入学願」等)を受理する。
- ・保護者に、現住所、児童(生徒)氏名、保護者氏名等を記入してもらう。
 - ・教育委員会側は、指定学校、学年、編入学日を決定して記入する。

補足 5 編入学における注意事項①

- ・児童生徒の氏名は、在留カード等に記載されているとおり書かれていることを確認することが望ましい。例えば日系ブラジル人の場合、日本人の「氏」や「名」に相当する部分の順序が曖昧になっていることもあるため、丁寧な確認が必要である。
- ・児童生徒の氏名については、保護者からの申し出があれば正式な氏名とは別に学校で使用する氏名(通称名)を決めておく。教育委員会の窓口で決めておくことで、児童(生徒)の学齢簿に準ずる書類にすぐに記入しておくことができる。
- ・学校は現住所により決定される場合が多い。ただし、文部科学省の通知(注1)に基づき、日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めるなど、就学校の指定については柔軟に対応することが望ましい。
- ・編入する学年については、一般に年齢により決定されるのが基本である。ただし、文部科学省の通知(注2)に基づき、該当の子供の学力や日本語の力等を適宜判断し、下学年への編入を認めるなどの柔軟な対応をすることが望ましい。
- ・平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(注3)においても、基本理念として「その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにする」とされたように、就学に課題を抱える外国人児童生徒等に対して様々な配慮を行うことが重要である。

注1：文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「外国人児童生徒教育の充実について(通知)」(平成18年6月22日付18文科初第368号)

注2：文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」(平成21年3月27日付20文科初第8083号)

注3：文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について(通知)」(平成28年12月22日付28文科初第1271号)

D) 編入に際して必要な説明や指導等を行う。

外国人児童生徒が学校に適応できないケースの一つに、編入直後の混乱、つまりスタートでのつまずきが挙げられます。これは、日本の学校についての知識が少なかったり誤った認識をしていたりすることが主たる原因となっている場合が多いようです。それぞれの学校では、学校生活や学習のことなどについて本人や保護者に一通り説明を行っていますが、断続的な編入にその都度対応することが困難であったり、通訳者がいないことで意思疎通が図られなかったりして、その説明が不十分になる場合もあります。

このような状況を考慮し、各学校で行われることが多い編入に際する説明や指導等を教育委員会が一括して行うことも考えられます。この説明や指導の内容としては、主に以下のものが挙げられます。

- ・日本の公立小・中学校の制度や仕組みの説明及び指導
- ・当該市町村の公立小・中学校の1年間及び1日の主な流れの説明及び指導
- ・PTAという組織が存在していることと保護者に期待されていることの説明及び指導
- ・児童生徒のプロフィールや家庭環境等を記載した個票の作成(参照：第2章1. (2)・第4章2. (2)①)
- ・給食費等の振込依頼書への記入などの事務手続き

補足6 編入学における注意事項②

- ・上記の説明及び指導の際に用いる資料を作成する際は、文部科学省作成の「就学ガイドブック」(参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)を参考にするとよい。
- ・児童生徒の個票については、外国人児童生徒用等の様式を準備しておき、例えば、将来の生活設計(永住予定か帰国予定か)など、編入後の指導に参考になるとと思われることを記入する。
- ・上記の説明及び指導は、教育委員会担当課の窓口で行うことを想定しているが、もし可能であれば、時間と場所を改め、専属の担当者のもと別途実施することもできる。
例えば、「編入説明会」と称した会を毎週決まった曜日に開催し、同説明会に参加後、指定校へ編入するというシステムを構築している教育委員会もある。

〈事例1：H市外国人の子供の不就学ゼロ作戦事業〉

H市モデル

①転入時等の就学案内

②就学状況の継続的な把握

- ・新小学校1年生を対象とした調査(年度初め1回)
 - ・転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)
 - ・公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2ヶ月毎)
- ※学齢期の外国人の子供を対象とした学齢簿に準ずる名簿の整備
(住民基本台帳システムと連動した学齢システムの活用)

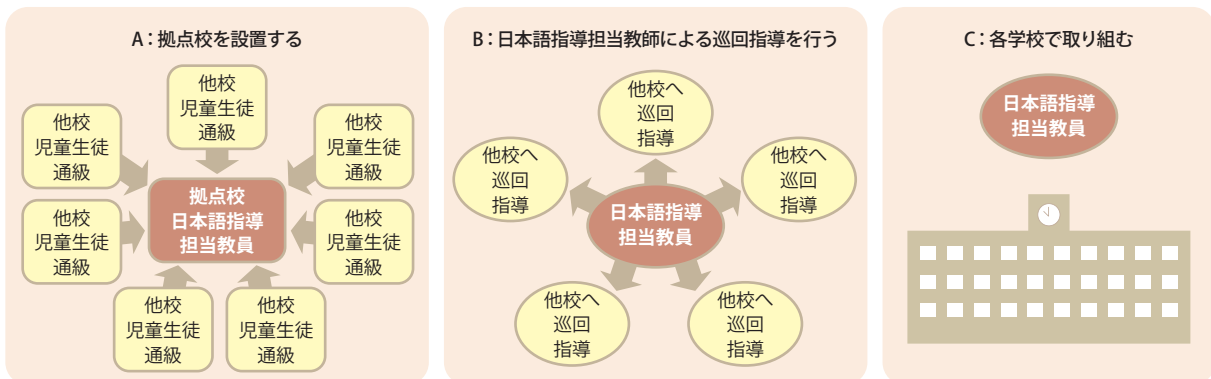
③就学に向けてのきめ細かな支援

④就学後の定着支援

関係機関と連携しオールH市体制で
外国人の子供の不就学を生まない「H市モデル」を推進

(5) 市町村としての受入れ体制づくり

各市町村の状況に応じた受入れ体制として、「拠点校を設置する」「日本語指導担当教師による巡回指導を行う」「各学校で取り組む」などの方法があります。



A：市町村の一定域内で、初期日本語・適応指導教室や日本語と教科の統合学習などの取り出し指導を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級等を行うケース。

B：市町村の一定域内で、外国人児童生徒等担当教員を配置する「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校以外の学校への巡回指導を行うケース。

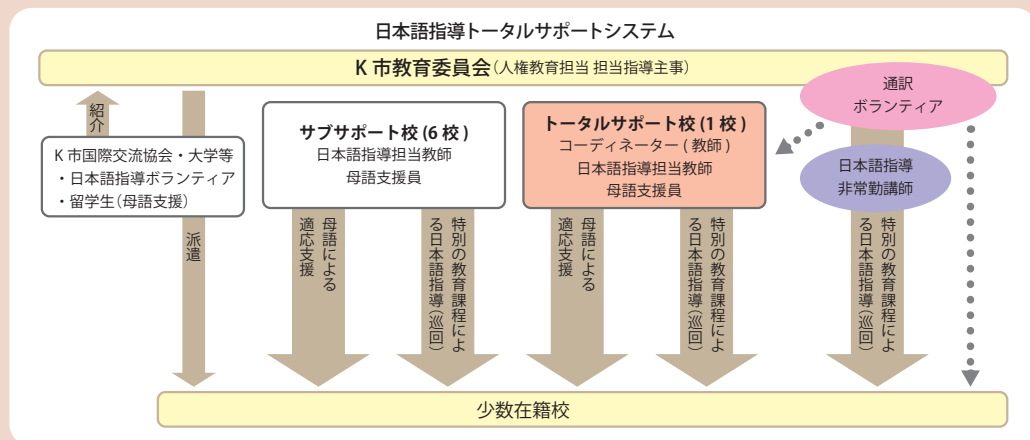
C：外国人児童生徒等担当教員を学校に配置し、担当教員が配置校で日本語指導・教科指導等を行うケース。

これらの仕組みは、日本語指導が必要な児童生徒の成長によって柔軟に活用するという視点も必要です。例えば、来日直後で日本語指導のみならず日本の学校生活への適応が必要な児童生徒には、拠点校の初期指導教室で指導を受けた後、在籍校において巡回による指導を受けるよう移行することなどが考えられます。また、就学前の子供や保護者のためのプレスクールを設置して学校生活への適応や学習支援を充実させたり、教師のためのリソースルームを設置して教材研究や研修を支えたりすることなども、市町村の受入れ体制づくりとして進められるとよいでしょう。

実際に、少数在籍校に編入した児童生徒にも支援が行き届くように、複合的な仕組みを整えるとともにコーディネーターを配置することで成果を上げている教育委員会もあります。K市では「日本語指導トータルサポートシステム」として、以下に示すような取組をしています。

K市の取組 【拠点校等(トータルサポート校・サブサポート校)を設置する】

トータルサポート校とサブサポート校を拠点とし、コーディネーターが国際交流協会や大学等とも連携して、少数在籍校に編入した児童生徒に支援が行き届くよう調整をする。



○トータルサポート校

日本語指導コーディネーター、日本語指導担当教師(複数名)・支援者を配置し、担当地域内に日本語指導が必要な児童生徒の編入があった場合、コーディネーターと母語ができる支援者又はボランティアが在籍校に出向き、面談や日本語能力を測るアセスメント等を実施。→コーディネーターが日本語指導担当教師や支援者等の派遣調整等を行う。

○サブサポート校

日本語指導担当教師や支援者を配置し、トータルサポート校の担当地域以外の地域に日本語指導が必要な児童生徒の編入があった場合、教育委員会の担当指導主事がコーディネーターとして、編入があった学校に出向き、面談やアセスメントを実施。→サブサポート校からの日本語指導担当教師や支援者等の派遣調整を行う。

次に、「初期指導教室」を開設する場合の留意点について触れておきます。これらを開設するときに備えておきたいことは以下の通りです。

- ・指導目標 ・指導内容 ・指導者 ・修了の目安(判断基準と判断方法)
- ・設置場所 ・指導時間 ・指導者の勤務条件 ・教材や備品
- ・通級のための交通手段 ・在籍校との情報共有 など

これらの条件が整うよう、教育委員会として予算確保に努めることになります。

なお、指導内容については、在籍校の管理職や学級担任、教科担任等とともに十分検討することが必要です。初期指導教室における指導内容については、第3章の日本語指導の「サバイバル日本語」「日本語基礎」を参照してください。ただ、「初期指導教室」は、日本語だけでなく、生活適応指導も大切です。持ち物や服装にかかわる指導、朝の会・休み時間・給食・帰りの会などにかかわる指導、給食当番や食事の仕方にかかわる指導に加え、防災・安全にかかわる指導なども行うとよいでしょう。

全国でいくつもの自治体が初期指導教室の実践を行っているので、運営の仕方等について参考にするるとよいでしょう。T市では、初期支援校を設置して次のような取組を行っています。

T市の取組 【日本語指導が必要な中学生のための初期支援校】

対象生徒：日本の学校に初めて編入する日本語がわからない生徒

指導：中学校教諭の免許状を持つ教員が、「特別の教育課程」による指導を行う。

通級申込の手順：①保護者が教育委員会で編入手続きをする。(在籍校の決定)

②外国人児童生徒相談コーナーで初期指導について説明を受ける。

③初期支援校へ通級することを希望した場合、初期支援校でのガイダンスに参加し、「通級申込書」に記入する。

④初期支援校の担当者と在籍校の間で、生徒の日本語理解の状況や通級手段等の情報を共有する。(「通級申込書」を在籍校に提出)

⑤初期支援校への通級が本人に望ましいと学校長が判断した場合、「初期支援校への通級について(依頼)」を教育委員会に提出する。

初期支援校への通学方法：保護者の送迎、許可を得た自転車で通学、公共交通機関を利用

学習期間：入級後8週間(8週目の木曜日に修了式を行う。)

指導日：毎週月～木曜日(金曜日は在籍校に登校)

指導時間：1日5単位時間×週4回×8週間＝合計160単位時間程度

学習内容：(指導前半)・日本の学校生活のガイダンス

・日常会話やひらがな、カタカナなどの文字の読み書き

・プレイメントテストを行い、つまづいている個所を明確にし、基礎的な計算や英語の基礎の学習をする。

(指導後半)・まとまった長さの文章を読んだり書いたりする。

・中学校レベルの数字や英語の学習を進める。

(数学や英語は教科書を使った指導も行う。)

・母国では未習の技能教科に関わる指導も行う。

(6) 学校における受入れ体制の整備にかかわる支援(=市町村としての受入れ体制の整備)

国や都道府県からの支援(補助金)等の活用も考慮して、人的支援・物的支援を進めるとよいでしょう。

① 人的支援**A) 日本語指導担当教師を配置する**

日本語指導の体制を整えるためにまず行いたいことは、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍している学校に日本語指導担当教師を配置することです。担当教師の配置については、都道府県教育委員会がその権限を有しているため、市町村教育委員会としては、外国人児童生徒等教育を担当する教師の安定的な確保を図るための義務標準法等の改正(平成29年)もふまえ、担当教師の必要性を確実に都道府県教育委員会に伝える努力が求められます。

B) 日本語指導の支援者を配置する

大まかな流れとしては、【募集をするための広報活動を行う】→【応募者を選考し採用者を決定する】→【配置計画を立てる】の3つのステップを経て、実際に配置する段階に至ります。以下、これら3つのステップについて説明します。

【募集をするための広報活動を行う】

最初のステップであり、最も重要なステップでもあります。できる限り多くの応募があるように働きかけをしていきましょう。

補足7 「募集」における注意事項

- ・ 募集要項や募集にかかわるリーフレットを作成し、それらをできる限り多くの人の目に触れる状況をつくらなくてはならない。例えば、
 - 市町村の広報誌に掲載する
 - 役所のいくつかの窓口においていただく
 - 外国人が集まる店などに置かせていただく
 - 地元のケーブルテレビで紹介していただくなどが考えられる。
- ・ 現在通訳者として勤務されている方や、国際交流協会などでの勤務年数が長く幅広い人脈をもっておられる方などから日本語指導の支援者を紹介していただくことがある。このように紹介された方は、その後長く勤めていただけるような貴重な人材である場合も多い。

【応募者を選考し採用者を決定する】

選考するための基準を教育委員会として定めておく必要があります。また、業務内容、資格要件、勤務の条件、欠格要件等を定めた要項も作成しておきましょう。

補足8 応募者選考時の注意事項

要項の内容を丁寧に説明し確実な理解を促さなくてはならない。必要であれば、要項の内容をさらに具体化した資料も準備しておく。そして、自分に与えられている業務内容は何か、期待されている役割は何か、禁じられていることは何かなどについての理解を促したい。

【配置計画を立てる】

採用が決定した一人一人の日本語指導の支援者の勤務可能な時間とそれぞれの学校で必要としている支援の時間を考慮の上、きめ細かな計画を立てるようにしましょう。

C) 研修を実施する

日本語指導に従事することになった教師や、日本語指導の支援者は、実務経験が不足している場合が少なくありません。教育委員会としては、言わば初任者研修を実施することと同じくらいの重みをもって本研修を実施するべきだと言えます。

以下に、同研修にかかわるA市の取組について紹介します。A市の研修の特徴は、集合研修と個別研修の二種類の研修を実施していることです。特に個別研修については、それぞれの担当者の指導上の課題点について個別に指導・助言することができ、有意義な研修と言えるでしょう。

<事例2：A市教育委員会の研修についての概要>

1. 趣旨

本市における教育課題の一つである多文化共生教育を推進するにあたり、日本語教室における日本語指導、教科指導等の充実、基盤となる重要な要素である。そこで、日本語教室担当者の指導力向上、及び各日本語教室における指導の均一化を図るために、日本語教室担当者研修会を実施することとする。

2. 目的

集合研修と個別研修の二種類の研修を実施することで、各日本語教室担当者が、自校の実態に応じた効果的な日本語指導及び教科指導ができるようにする。

3. 研修の具体的内容

(1) 集合研修

- ①目的 日本語教室の運営等について理解するとともに、指導経過の交流を通して日本語指導等の在り方について学び合う。

(2) 個別研修

- ①目的 研究授業及び授業研究を通して、自校の実態に応じた取り出し指導による日本語指導等の在り方について、指導・支援の具体的な方法や教材の活用方法等について理解を深め、指導力の向上を図る。
- ②会場 関係小中学校 日本語教室
- ③指導者 学校教育課 担当指導主事

日本語指導担当教師及び日本語指導の支援者等に研修する一方で、担当者以外の教師に対する研修の充実を図ることも重要です。そのことにより、担当者任せではなく、教職員全員で外国人児童生徒等教育に取り組もうとする意識をもち、具体的な指導の仕方について理解を深めることができるようにしたいものです。また、管理職を対象とした研修会を実施することも極めて重要であり、学校における受入れ体制の整備を図る上で要とも言えます。

たとえば、研修会で日本人との行動様式の違いについて研修することが考えられます。

モデルプログラムを参照して、研修を企画するとよいでしょう。

<事例3：文化の違いによる行動様式の違いとその文化的背景の例>

研修会は、具体的で実践的な内容になるよう努めたい。例えば、文化の違いを研修内容として取り上げる際は、以下のような具体例を示すと受講者の理解を促すことができる。

項目	日本	ブラジル
学校で過ごす時間	全日(8:15頃～16:00頃)	半日(7:00頃～12:30頃)
給食	有り	無いことが多い
おやつ時間	無し	有り(お菓子等)
遊び用具等の持参	おもちゃ等の持参は不可	おもちゃ等の持参は可
服装等	ピアス、染め毛禁止	ピアス等自由
飲料水の持参	禁止	ジュースもよい
掃除当番	有り	無し(清掃員が行う)
家庭訪問	有り	無し
欠席	欠席の場合は学校へ連絡	連絡なしで欠席しても問題ない場合もある
個別懇談	有り	無し
カバン	ランドセル、リュック	キャスター付きバック
夏休み	約40日間(宿題有り)	約3か月間(宿題無し)
冬休み	約2週間(宿題有り)	約1か月間(宿題無し)

②物的支援

A) 施設、設備を整備する

日本語教室を開設するにあたり必要な施設、設備の整備を計画的に推進しましょう。

B) 教材を整備する

教材については、文部科学省の情報検索サイト「かすたねっと」を有効に活用することや、市独自の教材を作成して該当校で使用する方法、市販の教材を購入し該当の学校に配布する方法などが考えられます。

C) 翻訳文書を整備する

翻訳文書は、教育委員会のホームページに掲載し、必要なときに学校がダウンロードして使用できるように環境を整備しましょう。以下に、翻訳が必要な主な文書に掲載します。なお、これらの翻訳文書は、いろいろな市町村教育委員会や都道府県教育委員会が作成しています。「かすたねっと」を参照してください。

補足 9 翻訳が必要な主な文書

分類	内容	分類	内容
学校行事関係	運動会、持久走、水泳の授業開始のお知らせ	保健関係	マラソン大会前のお願ひ
	授業参観とPTA総会について、授業参観と懇談会について		学校伝染病の診断書及び証明書2,3種
	個人懇談について		結核健康診断書問診調査票2種類
	修学旅行のための緊急連絡先、修学旅行のための保健調査票		健康診断結果のお知らせ (眼科, 歯科, 内科, 皮膚科, 視力検査)
	入学説明会のお知らせ		災害共済手続きについて(振込先)
日常生活関係	学用品について		就学時健康診断通知及び健康診断票
	家庭訪問予定調査票, 家庭訪問のお知らせ		就学時健康診断未受診の人へのすすめ
	児童調査票, 生徒指導票		心電図調査票, 心電図調査補足調査のお願ひ
	欠席遅刻届		水泳指導前のお願ひ
	長期休暇を迎えるにあたって		尿検査のお知らせ(保護者宛)
暴風警報時の登校について	予防接種のお知らせ(市民病院用)		
学習関係	音読カード		各種証明書(在学証明書, 卒業証明書, 修了証明書, 成績証明書)
			その他

D) 指導計画を作成する

各学校における日本語教室での指導計画については、「特別の教育課程」を編成・実施する場合はもちろんですが、それ以外の日本語指導においても、自校の児童生徒の実態に応じてそれぞれの学校が作成すべきものです。しかし、各学校の担当者に日本語指導の経験がなかったり、校内で相談できる相手がいなかったりなどの事情がある場合(このような事情がある場合が圧倒的に多いと思われます。)、教育委員会がリーダーシップを発揮して指導計画を作成することで、どの学校においても日本語指導が円滑に行われるようにしなければなりません。なお、初期指導教室を開設している場合は、初期指導教室と各学校における日本語教室との円滑な接続を図ることも視野に入れた指導計画の作成が必要です。日本語指導の指導計画については、第3章を参照してください。

(7)進路説明会の開催

進路指導の一環として進路説明会を開催する学校は多くありますが、この進路説明会を、外国人生徒等に対して別途開催する学校があります。また、学校ではなく市町村教育委員会が行う場合もあります。このような場合、教育委員会単独で行う場合と、校長会とタイアップして行う場合があります。それぞれ地域の実情に応

じた開催の形がありますが、大切なことは、子供たちが進路について知る機会を学校や教育委員会が確保することです。

なお、進路説明会の内容としては、先輩やその保護者の話を聞く機会を設けたり、高校進学にかかわる情報を提供したりするなどが考えられます。高校進学にかかわる情報としては、公立高等学校入学試験時の外国人生徒等への特別な配慮の内容や、高等学校での必要な諸経費(公立、私立別)、奨学金制度などがあります。

補足 10 進路説明会について

- 進路説明会は通常、中学2年生又は3年生を対象に行われることが多い。しかし、進路に対する見通しや夢をもたせたり、学習に対する動機付けや意欲付けを図ったりするために、中学校1年生や小学校6年生を対象に開催するという方法も考えられる。
- 進路説明会は、できる限り外国人保護者の出席も求める。保護者の意識も高める必要があるからである。そのため、開催日は休日になる場合が多い。

(8) 学校における多文化共生社会の実現を目指す取組の推進

外国人児童生徒等の受入れに不慣れな学校の教師からは、「日本語が分からず授業でどのように指導すればよいのか分からない」、「無断で遅刻や欠席をしたり、校則に反した持ち物を持ってきたりするなど、日本の学校生活のルールに沿わない行動が頻繁にみられる」などの声が聞かれ、外国人児童生徒等への指導に大変苦労している例が見られます。

一方、受入れ経験が豊富な学校では、外国人児童生徒等のみならず、受け入れる側の児童生徒への指導を大切にしている例が多く見られます。そのような学校では、外国人児童生徒等は学校に適応し、日本人児童生徒と外国人児童生徒等が自然にかかわり合いながら共に学校生活を過ごしている姿があります。

このような事例から、外国人児童生徒等教育の推進は、外国人児童生徒等だけを対象に行えばよいのではないことが分かります。日本人児童生徒に対してどのような指導・支援を行うのが大変重要です。日本人児童生徒の見方・考え方が豊かになっていくことは、外国人児童生徒等の学校への適応を確実に促進しますし、国際社会を生きていくために必要な資質や能力を身に付けることにもつながり、極めて有意義であると言えます。

平成29年3月に公示された小・中学校の新学習指導要領では、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを明記しています。

これらを踏まえ地域の実情に応じて、学校と教育委員会とが一緒になって共生社会の実現に向けた取組を推進してください。

2 連絡協議会等を通じて行う支援・指導

連絡協議会等は、様々な知見・経験をもった方々で組織することが望ましいでしょう。例えば、市町村の担当部局の代表者、外国人市民(町民、村民)・外国人保護者の代表者、幼・小・中・高等学校の代表者、地域のNPOや外国人就労者に関係するハローワーク・企業の代表者などです。どのような組織構成にするにしても、大切なことは実効性のある協議会にすることです。意見交換だけをする協議会では、次第に会の存在意義が薄れ、会の存続自体が危ぶまれることにもなりかねません。

そこで、以下に教育委員会による現実性のある取組例を紹介します。

<事例4：連絡協議会等の取組例>

H市の連絡協議会の取組

【多彩なメンバーで構成する】(16人)(年間3回)

- ・大学教授(会長)・国際交流協会業務執行理事(副会長)・S県教育委員会指導主事
 - ・H市教育長・学校教育部長・ハローワーク専門官・保護者代表・NPO代表(青年支援、幼児支援)・企画部国際課長・幼児保育課幼児教育指導担当課長・市立高等学校長
 - ・県立高等学校教頭(定時制)・市立小中学校校長代表・市立幼稚園園長代表
- ※事務局 教育委員会指導課教育総合支援担当課長 主幹 指導主事 協力員

【協議内容を焦点化する】

- 日本語指導体制
 - ・派遣型の支援のあり方について
 - ・自立を促す支援、学力をつけるための支援の拡充について
 - ・日本語と教科の統合学習や教科を教える指導員の派遣について
- 教師の研修
 - ・外国人児童生徒指導担当リーダー研修(10人)を新設
 - ・初めて担当する教師に対する研修や、情報提供、指導補助者の資質の向上について
- 多様化する子供への支援
 - ・日本語指導が必要な子供たちの増加・多様化に伴い新たな支援のあり方
 - ・多様な相談への対応の具体策としてICTの活用について
(例えば、三者面談時の通訳、緊急時での対応)

【成果】

- 新しい日本語指導体制の実施
外国人児童生徒等が自立した学習ができることを目標に指導者・支援者が一丸となって指導する体制を整備する。適時的な初期適応指導を行い、その後日本語基礎70時間のプログラムに移行する。これによって、できるだけ早い時期から教科内容を指導(支援)していくことを検討することになった。
- 教師研修の改善
専門性を高めるための外国人児童生徒指導リーダー研修の内容のロールモデルを取り入れることの必要性が確認され、次年度の研修から導入されることになった。また、新任外国人担当者研修の必要性が議論され、次年度から実施することになった。
- ICTの導入
多様化する実態が委員に認識され、タブレットの活用(多言語アプリ・テレビ電話)につながった。

